

被災者学費減免特別措置について

本学では、下記被害に係る災害救助法適用地域またはその周辺地域で、ご父母またはご父母に代わって家計を支えている方が被災された新入生（編入生含む）を対象として、学費減免特別措置を実施いたします。

【対象となる災害】

令和6年能登半島地震

【特別措置の内容】

下表の基準により学納金等を減免いたします。

本措置は 2024年度秋学期・2025年度春学期分のみ適用です。

■減免基準

減免区分（※1）		対象とする被災状況	減免額（※4）
人的被害に係る減免（※2）	①	死亡または安否不明	学納金等の全額（入学金を含む）
	②	1カ月以上の入院、またはこれに準ずる加療	対象外
家計急変に係る減免（※2）	③	当該災害に起因する失業・事業破綻、およびこれらに準ずる状況	授業料と施設費についてそれぞれ半額
家屋被害に係る減免（※3）	④	全壊	学納金等の全額（入学金を含む）
	⑤	大規模半壊	授業料の全額
	⑥	中規模半壊・半壊	授業料と施設費についてそれぞれ半額
	⑦	準半壊（※4）	対象外

※1 複数の減免区分に該当する場合は、減免額が最も大きくなる区分を適用します。

※2 対象学生の父母または父母に代わって家計を支えている方を対象とします。

※3 対象学生の父母または父母に代わって家計を支えている方の居宅を対象とします。持家・借家の別は問いませんが、居宅として使用しない店舗や事務所、倉庫等は対象外です。居宅兼用の店舗や事務所等については実情に応じて判断します。

※4 被害区分が「一部損壊」の場合は、支援対象外となります。

※5 入学手続時には通常額の学納金をお納めいただき、ご入学後減免適用が決定した場合に相当額を返戻いたします。

申請方法等の詳細につきましては、ご入学後に各校舎の学生課にお問い合わせください。

減免適用の可否は、ご申請受付後に被災状況の確認および審査を経て決定いたします。

〈お問い合わせ先〉

横浜学生課 045-863-2029（平日 9:30～11:45、12:30～16:30 土曜 9:30～12:00）

白金学生課 03-5421-5157（平日 9:30～11:45、12:30～16:00 土曜 9:30～11:45）